

皇女總覽（五）－桓武皇女（因幡・安濃内親王）、嵯峨皇女（正子内親王）－

皇女研究会

因幡内親王・安濃内親王

因幡内親王と安濃内親王は、父に桓武天皇、母に多治比真人真宗を持つ姉妹である。

多治比氏は皇統の家柄で、その出自の高さからか、真宗は後宮において、夫人の地位を得ていて。真宗がいつ入内したのかは定かではないが、次の二点からおよその見当がつけられよう。第一に、真宗が延暦五年（七八六）に葛原親王を出産していること（注1）。つまり、遅くともその年までには後宮に上っていたことが分かる。第二に、真宗の父・長野の昇進の速度である。正五位下から正五位上になるまでに五年、従四位下になるまでには更に八年もかかった長野が、延暦二年頃からめざましい昇進をし（注2）、延暦八年の薨去時には参議従三位にまでなっている。このことと真宗の入内・帝寵・皇子女の出産とが、全く無関係であるとは考えにくい。延暦二年といえば、真宗は十五歳である（注3）。裳着は既に済ませ、結婚しても不思議はない。

二人の内親王に関する記事は『日本紀略』天長元年（八二四）九月二十六日条の
是日。無品因幡内親王薨。桓武天皇女也。
と、『続日本後紀』承和八年（八四二）八月三十日条の
无品安濃内親王薨。不遣葬使。為彼家早葬也。親王者。
桓武天皇第四皇女也。母多治比氏。参議従三位長野真人之女。贈正二位真宗真人是也。
だけである。この当時、第何女、という表記は必ずしも生ることはなかった。

（注5）「皇女總覽（一）」朝原内親王の項
（注6）『日本紀略』天長二年七月十六日条
（注7）『文德実錄』仁寿三年六月四日条
（柳澤 理恵子）
また順番を示しているとは限らず（注5）、没年齢の分からぬ二人が桓武の十九人もの皇女たちの中では、実際に何番目の皇女であるのか分からぬ。また、独身であつたこともあり、どのような生涯を送ったのかも不明である。ただ、佐味親王の薨伝（注6）に「容儀閑雅」とあり、葛原親王の薨伝（注7）に「為人恭儉」とあり、これらの点から因幡内親王・安濃内親王の容貌や人柄をしのぶばかりである。おそらく、兄弟たちの後見を受けつつ、穏やかにその生涯を送ったのである。

（注1）葛原親王薨去時の年齢から逆算。
（注2）延暦二年（七八三）六月二十一日
　　任官・刑部卿
　　三年一月七日 授位・従四位下／
　　三月十四日 任官・伊勢守
　　四年一月七日 授位・正四位上
　　五年一月二十四日 任官・近江守
　　六年一月七日 授位・従三位
　　七年七月二十五日 任官・兵部卿
　　八年一月六日 任官・参議
（注3）多治比真人真宗薨去時の年齢から逆算。
（注4）『本朝皇胤紹運錄』では大野親王と表記され
　　ている。

（注5）「皇女總覽（一）」朝原内親王の項
（注6）『日本紀略』天長二年七月十六日条
（注7）『文德実錄』仁寿三年六月四日条
（柳澤 理恵子）
また順番を示しているとは限らず（注5）、没年齢の分からぬ二人が桓武の十九人もの皇女たちの中では、実際に何番目の皇女であるのか分からぬ。また、独身であつたこともあり、どのような生涯を送ったのかも不明である。ただ、佐味親王の薨伝（注6）に「容儀閑雅」とあり、葛原親王の薨伝（注7）に「為人恭儉」とあり、これらの点から因幡内親王・安濃内親王の容貌や人柄をしのぶばかりである。おそらく、兄弟たちの後見を受けつつ、穏やかにその生涯を送ったのである。

（注5）「皇女總覽（一）」朝原内親王の項
（注6）『日本紀略』天長二年七月十六日条
（注7）『文德実錄』仁寿三年六月四日条
（柳澤 理恵子）
また順番を示しているとは限らず（注5）、没年齢の分からぬ二人が桓武の十九人もの皇女たちの中では、実際に何番目の皇女であるのか分からぬ。また、独身であつたこともあり、どのような生涯を送ったのかも不明である。ただ、佐味親王の薨伝（注6）に「容儀閑雅」とあり、葛原親王の薨伝（注7）に「為人恭儉」とあり、これらの点から因幡内親王・安濃内親王の容貌や人柄をしのぶばかりである。おそらく、兄弟たちの後見を受けつつ、穏やかにその生涯を送ったのである。

（注1）葛原親王薨去時の年齢から逆算。
（注2）延暦二年（七八三）六月二十一日
　　任官・刑部卿
　　三年一月七日 授位・従四位下／
　　三月十四日 任官・伊勢守
　　四年一月七日 授位・正四位上
　　五年一月二十四日 任官・近江守
　　六年一月七日 授位・従三位
　　七年七月二十五日 任官・兵部卿
　　八年一月六日 任官・参議
（注3）多治比真人真宗薨去時の年齢から逆算。
（注4）『本朝皇胤紹運錄』では大野親王と表記され
　　ている。

（注5）「皇女總覽（一）」朝原内親王の項
（注6）『日本紀略』天長二年七月十六日条
（注7）『文德実錄』仁寿三年六月四日条
（柳澤 理恵子）
また順番を示しているとは限らず（注5）、没年齢の分からぬ二人が桓武の十九人もの皇女たちの中では、実際に何番目の皇女であるのか分からぬ。また、独身であつたこともあり、どのような生涯を送ったのかも不明である。ただ、佐味親王の薨伝（注6）に「容儀閑雅」とあり、葛原親王の薨伝（注7）に「為人恭儉」とあり、これらの点から因幡内親王・安濃内親王の容貌や人柄をしのぶばかりである。おそらく、兄弟たちの後見を受けつつ、穏やかにその生涯を送ったのである。

（注1）葛原親王薨去時の年齢から逆算。
（注2）延暦二年（七八三）六月二十一日
　　任官・刑部卿
　　三年一月七日 授位・従四位下／
　　三月十四日 任官・伊勢守
　　四年一月七日 授位・正四位上
　　五年一月二十四日 任官・近江守
　　六年一月七日 授位・従三位
　　七年七月二十五日 任官・兵部卿
　　八年一月六日 任官・参議
（注3）多治比真人真宗薨去時の年齢から逆算。
（注4）『本朝皇胤紹運錄』では大野親王と表記され
　　ている。

（注5）「皇女總覽（一）」朝原内親王の項
（注6）『日本紀略』天長二年七月十六日条
（注7）『文德実錄』仁寿三年六月四日条
（柳澤 理恵子）
また順番を示しているとは限らず（注5）、没年齢の分からぬ二人が桓武の十九人もの皇女たちの中では、実際に何番目の皇女であるのか分からぬ。また、独身であつたこともあり、どのような生涯を送ったのかも不明である。ただ、佐味親王の薨伝（注6）に「容儀閑雅」とあり、葛原親王の薨伝（注7）に「為人恭儉」とあり、これらの点から因幡内親王・安濃内親王の容貌や人柄をしのぶばかりである。おそらく、兄弟たちの後見を受けつつ、穏やかにその生涯を送ったのである。

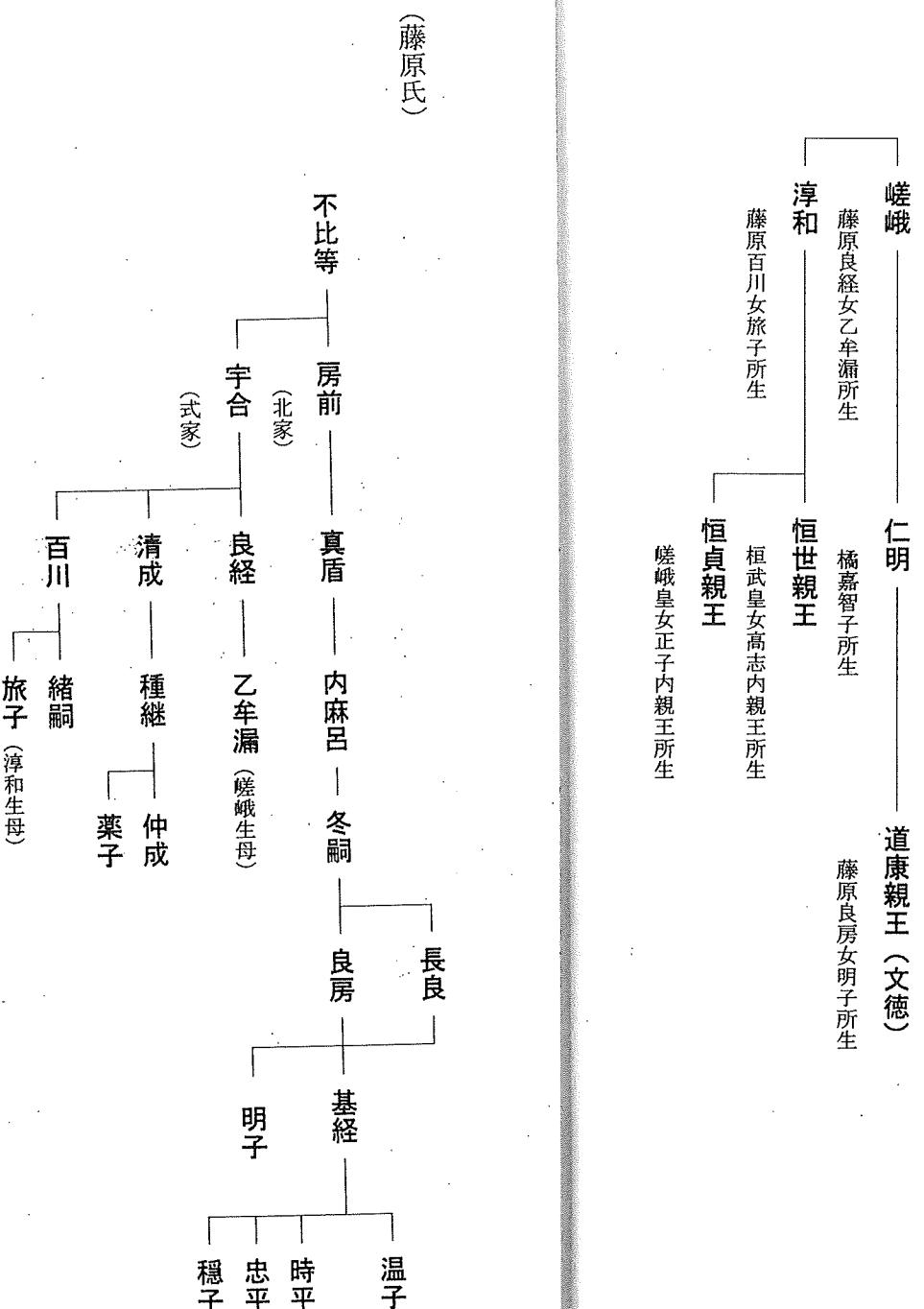
天皇に配された。

淳和天皇は嵯峨天皇と同年の延暦五年（七八六）生まれであるので二十三歳の年齢差があることになる。

正子内親王が淳和天皇に配された理由としては、嵯峨天皇が後継者として異母弟淳和を皇太子とし、淳和天皇は嵯峨上皇の子仁明を立て、仁明天皇は淳和上皇の子恒貞親王を皇太子とするという二系統に交互に継承されることになったことからこの二系統の対立を避けようとする配慮の為と考えられる。淳和天皇と嵯峨上皇の間が、異母兄弟ながら親密であったことは多くの歴史家の指摘するところである。正子内親王の入内も嵯峨天皇の淳和天皇に対する信頼の証といえよう。淳和天皇は自分が即位したとき、嵯峨上皇が淳和皇子の恒世親王を皇太子として立てるように強く推したが、これを固辞し嵯峨皇子正良親王（仁明天皇）を立てた。こうした経緯もあって仁明天皇は淳和皇子である

恒貞親王を皇太子にしたと思われる。恒貞親王は母正子内親王から嵯峨上皇の血も受けしており、承和の変が淳和上皇崩御の直後ではなく、嵯峨上皇崩御の直後であつたことが思われる。恒貞親王は聰明な人物であつたらしく、後に嵯峨淳和両上皇が崩御した後、政変に巻き込まれることを予測し「身非家嫡居儲宮」として皇太子を辞することを願いでたが（注2）、仁明天皇は許さなかつた。

承和七（八四〇）年五月八日淳和上皇崩御、二年後の承和九（八四二）年嵯峨上皇崩御により、承和の変がおこった後も再び恐懼して辞表を奉つたが仁明天皇は皇太子に関係なしとして受けなかつた。その後事件が皇太子より発したとする書があり廢太子にいたつたと『続日本後紀』及び『恒貞親王伝』は記している。



福井俊彦氏は承和の変とは結局嵯峨・仁明系の官人と

淳和・恒貞系の官人の勢力争いであり、結果的に道康親王（文徳天皇）が立坊し、藤原北家が優位に立つたと分析された（注3）。

『三代実録』元慶三年三月二十三日条の記事は正子内親

王の承和の変に臨んでの様子を生々しく今に伝えている。

「九年七月嵯峨太上天皇崩。皇太子亡遺讒」見廃。太后震怒。悲號怨母太后。皇太子退居於淳和院。仁明天皇立諱文徳天皇親王。爲皇太子。」

橋嘉智子は最初に述べたように正子内親王を「甚鍾愛」した。正子内親王にとつてその母が良房に与して恒貞親王

を廃太子に追い込もうとは晴天霹靂であつたのであろう。それがこの「太后震怒。悲號怨母太后。」ということなのではないか。当の恒貞親王はこのことを半ば予期していたのであるから正子内親王には政治的思考はあまりなかつたと言えるかも知れない。

ともかくも承和九年（八四二）は正子内親王にとつて悪夢のような年であつた。幼い恒統親王を失い、父嵯峨上皇が崩御し、恒貞親王は廢立。正子内親王の出家の記事は淳和上皇の亡くなつた承和七年（八四〇）五月と、この承和九年（八四二）十二月と二説あるが、このことからいつても可能性としては承和九年（八四二）が高い（注4）。

嵯峨天皇の第一皇女として、淳和天皇の皇后として重きを置かれた正子内親王もその生涯を見渡すと母としては不幸であった（注5）。

正子内親王は天長四年（ハニセ）五月十四日恒貞親王を生み、天長八年（ハニミ）十二月十日皇子を出産したが、この皇子は二十九日に冷泉院で亡くなつた。承和三年（ハニミ）年十二月十三日にも皇子を生んだが、翌四年正月四日に夭折。恒統親王は承和九年（ハニク）三月十六日に十歳で夭折。基貞親王について誕生の記事はないが貞觀十一年（ハニク）九月二十一日に薨去している。つまり、正子内親王は所生の皇子五人の内、恒貞親王を除く子らに先立されたことになる。ちなみに内親王は生んでいない。

『三代実録』には正子内親王について容姿の美しさに続けて「存母儀之徳」と記す。母性愛の強い慈悲深い性格であったようである。京内に捨てられた乳飲み子を集め養育し、私財を費やした。病氣の僧尼の為に施療院も開いている。正子内親王についてはこのほかにも興味深い記事が残っている。それは『帝王編年記』卷十三淳和天皇天長四年三月、正子内親王は靈夢を見、お告げによつて神咒寺を建立したという記述である。

「皇后得靈夢曰。西畿摂津國武庫山辺有孤岳。其形如寶珠。是觀音利生之地也。○建立寺。夢告人似天女。皇后夢覺。心神豁然也。即以夢告奏天皇。々々隨喜悅

豫。勅橘氏公。三原春上。建精舍以如意輪大悲觀音像爲本尊。空海僧都表本尊祕密神咒。其寺名爲神咒寺。」

これは現在兵庫県西宮市甲山町にある神咒寺が相当すると考えられる。本尊は日本三如意輪の一つである如意輪觀音。開創は天長八年（ハニミ）。開山は弘法大師空海となつてゐる。但し、寺伝によると天長五年、淳和天皇第四皇妃真井御前が仏道に志し、弘法大師に帰依、出家して同八年勅願により一宇を建立したとする。承和二年（ハニク）淳和上皇が臨幸し、甲山百五十町歩、田百町歩を賜つた。

また天長八年の旱魃に当たつては淳和天皇に「錄囚徒廢作役」を進言し雨を呼んだとある。先の神咒寺の夢のことと合わせて考えても巫女的な性格を有していたとも考えられる。そういう点ではまさに天皇と神を結びつける本来的な皇后であつたといえるのではないか。

貞觀十六年（ハセキ）四月十九日住んでいた淳和院が火事になり、六十六歳の正子内親王が松院に避難するという事件があつた。二十七日には戻つてるので淳和院が焼け落ちたということは無かつたようである。ただ続けて「太後寢疾綿篤」とあるので病になり健康を害したと思われる。五年後元慶三年（ハセキ）三月二十三日正子内親王崩御。七十一歳であつた。既に仁明天皇・文德天皇も亡くなり、陽成天皇の時代になつていた。崩御にあたつて

「既曰國母。可謂至尊。天下臣民。何无喪禮。」
と記されることからも皇室の重鎮として敬われていたことが伺われる。二十五日遺言通り嵯峨山に葬られた。
しかしながら正子内親王に関する史料はこれで終わりではない。元慶八年（ハセキ）仁明天皇第三子であつた光孝天皇即位にあたつて『三代実録』元慶八年二月条には
「仁寿太皇大后甚親重之。」
と記されている。

「毎有遊覽謙會之事。大后必請令爲之主矣。」

と続き、淳和皇后正子内親王が光孝即位の権威付けの一端を担つてゐる。嵯峨天皇第一皇女として又皇族出身の皇后としてその生涯を全うしたといえよう。

	大同四年（ハニク）	正子内親王誕生
弘仁元年（ハニミ）	9/13 淳和立太子 仁明誕生	
弘仁十四年（ハニミ）	4/18 仁明立太子	
天長四年（ハニミ）	2/28 正子内親王誕生	氏子内親王齋宮ト定
天長六年（ハニミ）	7/10 正子内親王皇子出産	
天長八年（ハニミ）	12/10 正子内親王皇子出産	
承和九年（ハニク）	3/16 恒統親王薨（十余歳）	
	7/23 恒貞親王廢太子	29 皇子没
	12/5 正子内親王入道か	

注1 年齢的には交野女王所生の有智子が年長である。

注2 『恒貞親王伝』（『続群書類從』第八輯上）

注3 「承和の変についての一考察」福井俊彦

（「日本歴史」第二六〇号 一九七〇年一月）

注4 『三代実録』元慶三年三月二十三日条

「承和七年五月淳和太上天皇崩。皇太后落髮爲尼。」

『日本紀略』承和九年十二月五日条

「淳和皇后剃落入道」

本文は各史料末尾に挙げた最初の史料名のものに拠る。

【安濃内親王】母、多治比真人真宗（長野女）／

最終位无品

841 母同〔注〕（ニ）続後紀、承和八年八月丁卯、无品

安濃内親王薨、桓武天皇第四皇女也

〔本朝胤紹運録〕

841 （承和八年八月）丁卯。无品安濃内親王薨。不遣葬使。爲彼家早葬也。親王者。桓武天皇第四皇女也。母多治比氏。參議從三位長野真人之女。贈正一位真宗真人是也。〔続日本後紀〕〔日本紀略〕

皇女。安濃内親王。〔皇代記〕

安濃内親王母同葛原〔帝王編年記〕

【因幡内親王】母、多治比真人真宗（長野女）／

最終位无品

824 母同葛原〔注〕（ハ）又云、天長元年九月辛未、无品因幡内親王薨〔本朝胤紹運録〕

（天長元年九月）辛未（廿六）。是日。無品因幡内親王薨。桓武天皇皇女也。〔日本紀略〕

皇女。因幡内親王。〔皇代記〕

因幡内親王母同葛原〔帝王編年記〕

【壬子内親王】母、橘嘉智子（橘清人女）／最終位三品

正子内親王（淳和皇后西院本願也。法名良祚。母同仁明）〔注〕三代實錄、元慶三年三月二十三日、淳和太皇大后崩、諱正子、嵯峨太上天皇之長女、春秋七十〔本朝胤紹運録〕

皇女正子内親王母同仁明天皇天長四年立爲皇后号西院后承和七年爲尼法名良作〔帝王編年記〕

皇女。正子内親王。太皇太后。恒貞親王母。

〔皇代記／嵯峨〕

〔日本紀略〕〔類從國史〕

801 （延暦二十年十一月）丁卯〔ワキ九〕。茨田親王冠。

贈皇后〔ワキ正子〕今上后。高津大宅三内親王加笄。

〔日本紀略〕

※但しこの正子は間違いと思われる。

827 （天長四年二月）丁巳〔ワキ廿六〕。天皇恐毛

奏賜閉止白久云々。今月廿七日正子内親王

乎皇后止定賜布。〔日本紀略〕〔類聚國史〕

〔日本紀略〕

827 （天長四年二月）己未〔ワキ廿八〕。制曰。現神止

大八洲國。云々。正子内親王乎皇后止定賜布

云々。〔日本紀略〕

827 （天長四年五月）甲戌〔ワキ十四〕。亥剋雷鳴雨降。

此夜皇后誕生皇子〔ワキ恒貞〕。男也。〔日本紀略〕

829 （天長六年七月）秋七月戊寅丁亥〔ワキ十〕。皇后

誕生皇子。公卿連賀。〔日本紀略〕

830 （天長七年正月）戊寅〔ワキ三〕。群臣拜賀皇后。

宴賜衣被。又賀皇太子。宴賞如常。

831 （天長八年正月）乙酉〔ワキ十六〕。天子於掖庭曲宴。觀殿前櫻花也。后宮弁設珍物。皇太子已下。源氏大夫已上。得陪殿上。特喚文人。令賦櫻花。

831 （天長八年正月）癸卯〔ワキ四〕。皇后還宮。

〔日本紀略〕

831 （天長八年二月）乙酉〔ワキ十六〕。天子於掖庭曲宴。

宴。觀殿前櫻花也。后宮弁設珍物。皇太子已下。源氏大夫已上。得陪殿上。特喚文人。令賦櫻花。

恩益無算。群臣飽醉。賜祿。后宮屬已上恩賜恩衣。

〔日本紀略〕〔類聚國史〕

職東院。當誕月也。〔日本紀略〕

831 (天長八年八月) 辛巳〔ワキ十六〕。紫野獻物。奏

音樂。皇后宮屬已上賜祿。〔日本紀略〕

833 (天長十年三月) 己丑〔ワキ一〕。宜上尊號爲太上天皇。皇太后曰太皇太后。皇后爲皇太后。普告天下。

令知朕意。後太上天皇辭尊號曰。今摹古典。猶加尊號。已違本圖。翻孤元誓。何者事期自足。老聃杜企跨之塗。量不可強。莊叟開性分之域。謬以太上天皇之授也。經理万物。夕惕多稔。神勞于用。形倦于勤。至於將攝之方。眇邈其遠。所以秩彼嚴重。保茲閑放。揖風月而爲友。偶烟羅而遣日。然則收視反聽。煩不嬰心。峻号崇名。貧豈攸樂。況大道之行。稟性咸遂。

831 (天長八年十二月) 甲戌〔ワキ十〕。是日。皇后誕皇子。〔日本紀略〕

冷泉院殤。〔日本紀略〕

832 (天長九年正月乙未朔) 但依新誕皇子薨。不奏音樂。〔日本紀略〕

832 (天長九年正月丙申〔ワキ一〕。群臣拜賀皇后宮

東宮。禮也。〔日本紀略〕

832 (天長九年四月) 丙子〔ワキ十四〕。皇后幸雲林亭。

觀農業之風。賜扈從五位已上被。六位已下及殖田

之男女等祿。〔日本紀略〕

832 (天長九年十一月) 甲子〔ワキ六〕。皇后移御后宮

835 (承和二年三月) 丁巳〔ワキ十一〕。勅。後太上天皇御封二千戶。皇太后御封一千戶。准冷然院御封行之。若當有損年。以公相補。令全進之。

〔統日本後紀〕〔日本紀略〕

836 (承和三年十二月) 丁未〔ワキ十三〕。淳和院皇太后〔ワキ正子〕誕皇子也。〔統日本後紀〕〔日本紀略〕

832 (天長九年十一月) 甲子〔ワキ六〕。皇后移御后宮

832 (天長九年十一月) 甲子〔ワキ六〕。皇后移御后宮

837 (承和四年正月) 戊午〔ワキ四〕。淳和院皇太后所誕皇子殤焉。〔統日本後紀〕〔日本紀略〕

837 (承和四年正月) 庚午〔ワキ六〕。恒例。內記今日預設明日可叙五位已上位記。而此般停之。應無叙位事也。」是日。勅遣參議民部卿朝野宿祢鹿取於淳和院。奉吊皇子殤。〔統日本後紀〕

842 (承和九年三月辛亥〔ワキ十六〕。) 恒統親王薨。親

王者後太上天皇〔ワキ淳和〕第三皇子。太皇大后〔ワキ正子〕之所產也。于年十餘歲也。遣勘解由長官從四位上和氣朝臣仲世。治部少輔從五位上藤原朝臣菊池磨。玄蕃頭從五位上有雄王。右京亮從五位下林朝臣常繼等。監護喪事。〔統日本後紀〕〔日本紀略〕

〔文德實錄〕〔日本紀略〕

842 (承和九年十二月辛酉朔乙丑〔ワキ五〕。) 天皇始御

紫宸殿。嵯峨太皇太后遷御于冷然院。」淳和太皇后剔落入道。〔統日本後紀〕〔日本紀略〕

854 (齊衡元年四月) 庚辰〔ワキ廿六〕。詔曰。夫人之至親。莫親於母子。故子登尊位。則貴歸於母。古先哲王。未有違之者。朕以不造。夙罹閔凶。憂深思遠。茫然無涯。當此之時。有嵯峨太皇大后〔ワキ嘉智子〕。

860 (貞觀二年五月) 十一日庚申。天皇及皇太夫人。以米六百斛。鹽三五斛。醴三二斛。棗子〔ワキマキ〕一千五百枚。脩飯四十合。燉飯五百合。羨飯一万多千九百六十枚。海藻三万三千三百斤。新錢一十二万五千文。施僧尼優婆塞婆夷及隱居飢窮之輩二万九千六百七十四人。以助修。淳和太后〔ワキ正子〕齋會也。先是。淳和太后於院裏設齋會。限以五日。講法華經。

是日齋講竟矣。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

862

(貞觀四年二月)廿五日甲子。无品有子內親王薨。

淳和太后奏請不被任葬儀司。詞旨懇切。因而不任。輟

朝三日。內親王者。淳和太上天皇之女也。母贈皇后

諱高志。桓武天皇之女也。生一男三女焉。〔三代實錄〕

864 (貞觀六年正月十四日辛丑。) 貞觀二年五月淳和太

后請諸寺名德於院裏。六ヶ日間。講法華經。解坐之

後。請留圓仁。受薩大戒。奉太后法名稱良祚。

〔三代實錄〕

869 (貞觀十一年九月)廿一日乙亥。无品基貞親王薨。

帝不視事三日。不任緣葬諸司。以固辭也。親王者。

淳和太上天皇之第四子也。母嵯峨太上天皇皇女諱正

子。淳和天皇納之。生三皇子。立爲皇后。親王神姿

清秀。誠孝懸至。承和十一年授三品。尋拜上総太守。

後病危篤。上表請入道。許之。因而剃頭。受大乘戒。

發病而薨。〔三代實錄〕

874 (貞觀十六年四月十九日丁未。丑刻。淳和院失火。

飛燼轉行。飈落禁中。諸衛警陣。左右近衛分登東西

諸殿屋上。迎遏飈燼。右大臣藤原朝臣基経。大納言

879 (元慶三年三月)廿三日癸丑。淳和太皇大后崩。有

遺令。不任緣御葬之諸司。天皇輟朝五日。大后諱正

子。嵯峨太上天皇之長女。與仁明天皇同產也。母太

皇大后橘氏。〔ニヤ嘉智子〕。后美姿顏。貞婉有禮度。

存母儀之德。中表則之。太上天皇。太皇大后甚鍾愛

之。淳和天皇仰禮娉之。納於掖庭。寵敬兼人。天長

四年二月立爲皇后。八年亢旱爲災。帝深憂之。走幣

群神。祈請百端。后勸帝。錄囚徒廢作役。未及終朝。

澍雨晦合。帝逾加愛焉。十年二月廿八日乙酉。天皇遷御淳和院。讓位於皇太子。天皇勅停太上天皇及皇后之号。即使停廢后宮官屬。仁明天皇受讓之後。三月二日己丑。尊淳和天皇爲太上天皇。皇后爲皇太后。三

藤原朝臣常行。參議左大弁藤原朝臣家宗。昇殿侍衛。勅遣左衛門權佐藤原朝臣維範。左兵衛門督大江朝臣音率兵衛衛士等。救問火災。參議左衛門督大江朝臣音人率僚屬。馳往救難。黎明火勢折減。是夜。淳和太皇太后御素車出宮。避火於松院在院西南。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

874 (貞觀十六年四月廿七日乙卯。)是日。淳和太皇太后御輦車遷本院洞裏殿。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

以嵯峨院爲大覺寺曰。嵯峨院者。太上天皇昔日閑放之地也。外霞之後。涉日既深。階庭不披。臺榭亦壞。仍比年頗加修葺。僅避風雨。尋想宿昔之餘哀。欲守終焉於此地。而今尊像禪經。時僧敬礼。鍾磬香花。隨以安置。伽藍之體。佛地之端。五六年来。適然具足。若不变名定額以示往来。殊恐樵夫牧童或致誤犯。願也樓閣仍舊。便爲道場。名號惟新。稱曰大覺。欲使追慕攀啼之志今古無移。真如法性之因自他共利。勅曰。須隨太后御願。賜額曰大覺寺。頒行天下。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

874 (貞觀十八年十一月)廿八日辛丑。天皇有意讓位。

後立后所生恒貞親王爲皇太子。天皇確守前勅。固辭不受太上天皇皇太后之号。承和七年五月淳和太上天皇崩。皇太后落髮爲尼。毀容骨立。九年七月嵯峨太上天皇崩。皇太子欷歔遭讒構見廢。太后震怒。悲號怨母太后。皇太子退去於淳和院。仁明天皇立諱「文德天皇」親王。爲皇太子。文德天皇齊衡元年四月尊皇太后爲太皇太后。々遂不肯當。貞觀二年五月於淳和院設大齋會。延諸寺名僧。講法華經。裝具噲施。傾盡財寶。便留延暉寺座主圓仁大阿闍梨。受菩薩戒。奉太后法名稱良祚。十六年四月太后所居淳和院火。宮殿經籍。一時燒蕩。太后寢疾綿篤。命左右曰。天長天子。顧命火葬。不置山陵。无園廟之可陪。吾瞑目之日。即入朽材之櫬心。掩嵯峨之山腹。无置守家。不配國忌。一如先後太上天皇之移遺制。語終而絕。時春秋七十。太后慈仁天至。濟物在勤。收拾東西棄兒孤孩。給之乳母。多所養育。割封戶五分之二。以死其費。嵯峨旧宮。捨爲精舍。号曰大覺寺。其側建廡舍。名爲濟治院。療僧尼之病。以淳和院爲道場。不改院号。安置平生侍左右之尼。厚死供仰。永令居住。師資相承。修道不斷焉。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

879 (元慶三年三月)廿五日乙卯。葬淳和太皇太后於嵯

峨山。諸衛警固。宣告百官及五畿內七道諸國曰。今

月廿三日淳和太后崩。既曰國母。可謂至尊。天下臣民。何無喪禮。然而特有遺令。停止凶礼。且不着素服并舉哀。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

879 (元慶三年) 夏四月庚申朔。停平野松尾等祭。及賜宴侍臣之儀。以太皇太后崩也。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

879 (元慶三年四月) 二日辛酉。停梅宮祭

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

879 (元慶三年四月) 四日癸亥。停廣瀨龍田祭。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

879 (元慶三年四月) 十四日癸酉。停賀茂祭。向上諸神祭祀並從停止。緣太皇大后崩也。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕〔類聚國史〕

879 (元慶三年五月) 廿五日甲寅。奉為太上天皇。度僧三十人。淳和太皇大后崩後。例度廿人。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

879 (元慶三年五月) 廿五日甲寅。奉為太上天皇。度僧三十人。淳和太皇大后崩後。例度廿人。

〔三代實錄〕〔日本紀略〕

王者。淳和太上天皇之第二子也。母太皇大后諱正子。

嵯峨太上天皇女焉。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

【有智子内親王】母、交野女王（山口王女）／最終位二品

王者。淳和太上天皇之第二子也。母太皇大后諱正子。

嵯峨太上天皇女焉。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

【有智子内親王】母、交野女王（山口王女）／最終位二品

王者。淳和太上天皇之第二子也。母太皇大后諱正子。

嵯峨太上天皇女焉。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

【有智子内親王】母、交野女王（山口王女）／最終位二品

王者。淳和太上天皇之第二子也。母太皇大后諱正子。

嵯峨太上天皇女焉。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

【有智子内親王】母、交野女王（山口王女）／最終位二品

王者。淳和太上天皇之第二子也。母太皇大后諱正子。

嵯峨太上天皇女焉。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

831 (天長八年十二月) 壬申〔ニヤ八〕。賀茂斎内親王

〔ニヤ有智内親王〕齡老身安依天令退出留代尔。

時子女王〔ニヤ仁明等九皇女〕卜定之由。被申賀茂社。并奉幣。〔日本紀略〕

831 (天長八年十二月) 癸酉〔ニヤ九〕。為前賀茂斎内親王相替祓于鴨河。〔日本紀略〕

880 (元慶四年九月) 四日乙卯。勅頒下五畿七道諸國。

永遵用淳和院之号。先是恒貞親王奏言。淳和院。有太后遺令。不分給諸人。平生所承事之大小尼等。供侍多年。分散无他。仍留此一院。令遂其餘生。兼京師不能自存之尼。為其依怙之處。一兩田園。頗在諸國。可以修理糧食之費。若廢院号。寄事何處。伏

請处分。賜存旧号。從之。〔三代實錄〕〔日本紀略〕

881 (元慶五年十二月十一日乙酉。) 淳和院永置公卿別當。先是。无品恒貞親王奏言。淳和院。緣先太后遺旨。爲京城尼不能自存者。所依止也。凡其所行諸事。

一如太上天皇在世時。又大覺寺。是嵯峨太上天皇旧居也。又嵯峨太上天皇。太皇太后。淳和大后三陵在其近側。又檀林寺。是嵯峨太皇太后御願所建也。三所行事。同如一家。請永置公卿別當。令其檢校。詔聽之。〔三代實錄〕

884 (第五十八代光孝天皇) 仁壽太皇大后甚親重之。每有遊覽謁會之事。大后必請令爲之主矣。

〔日本紀略〕〔三代實錄〕

884 (元慶八年九月) 廿日丁丑。恒貞親王薨。不任葬司。以喪家不經奏聞。殯斂既訖也。皇帝不視事三日。親

田百廿町賜有智子内親王。〔続日本後紀〕〔日本紀略〕

833 (天長十年三月) 癸巳〔ニヤ六〕。是日。授三品有智子内親王二品。〔続日本後紀〕〔日本紀略〕

834 (承和元年二月) 甲申〔ニヤ三〕。伯耆國會見郡荒廢田百廿町賜有智子内親王。〔続日本後紀〕

847 (承和十四年十月) 戊午〔ニヤ廿六〕。二品有智子内親王薨。遺言薄葬。兼不受葬使。内親王者。先太上〔ニヤ嵯峨〕天皇幸姬王氏所誕育也。頗涉史漢。兼善属文。元為賀茂斎院。弘仁十四年春二月天皇幸斎院花宴。俾文人賦春日山庄詩。各探勒韻。公主探得塘光行蒼。即瀝筆曰。寂々幽庄水樹裏。仙輿一降一池塘。栖林孤鳥識春澤。隱猶寒花見日光。泉聲近報初雷響。山色高晴暮雨行。從此更知恩顧渥。生涯何以答蒼穹。天皇歎之。授三品。于時年十七。是日。天皇書懷。

賜公主曰。忝以文章著邦家。莫將榮樂負煙霞。即今永抱幽貞意。無事終須遣歲華。尋賜召文人料封百戶。天長十年叙二品。性貞潔。居于嵯峨西庄。薨時春秋四十一。〔続日本後紀〕〔日本紀略〕

848 (嘉祥元年八月) 壬寅〔ニヤ十六〕。勅。伯耆國會見郡路下十二条荒廢公田百廿町。去天長十一年賜有

— 27 —

智子内親王家。且割八十町賜親子内親王。

〔続日本紀略〕

- 皇女総覧（一）桓武皇女総論、朝原・伊都内親王
（『国文目白』三十三号／平成六年一月）
- 皇女総覧（二）高志・高津・甘南備・駿河内親王
（『国文目白』三十四号／平成七年二月）
- 皇女総覧（三）平城皇女総論
（『瞿麦』第二号／平成七年十月）
- 皇女総覧（四）嵯峨皇女総論、業子・宗子内親王
（『瞿麦』第三号／平成八年四月）